

役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人 勝曼会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条に基づく役員、評議員等の報酬等の額及び支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基準でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、各年度の総額が一人120,000円を超えない範囲で、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事が同一日に開催された評議員会に出席したとき、同日にあわせて法人の業務を行った場合、同日の業務に関する報酬は、本文に記載する報酬を含む。

2 評議員が評議員会に出席したときは、各年度の総額が一人40,000円を超えない範囲で、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、同日の業務に関する報酬は、本文に記載する報酬を含む。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長及び業務執行理事に、職務遂行の対価として、別表2の2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、各年度の総額が一人120,000円を超えない範囲で、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したとき、また、同日にあわせて監事業務を行った場合、同日の業務に関する報酬は、本文に記載する報酬を含む。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払

うことができる。

(相談役の報酬等)

- 第6条 相談役が理事長要請により理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、同日の業務に関する報酬は、本文に記載する報酬を含む。
- 2 相談役が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

- 第7条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
- 2 理事が評議員選任・解任委員会への提案説明等のため評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

- 第8条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したとき、また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合、同日の業務に関する報酬は、本文に記載する報酬を含む。
- 2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

- 第9条 役員が、法人業務のため出張する場合、また、評議員が評議員としての業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 顧問及び相談役が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 3 旅費は実費を支給する。
- 4 業務に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 5 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 6 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支払方法)

第10条 第3条、第4条第2項及び第5条から第9条に規定する報酬等の支払いは、原則として、会議の出席時等、その都度現金をもって本人に支払うものとする。

2 第4条第1項及び第3項の規定により理事長及び業務執行理事に報酬を支払う場合は、職員の給与規程に準じて、本人の指定する口座に振り込むものとする。

(適用除外)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設職員の旅費規程を適用するものとし、施設の職員としての給与は、給与規程を適用するものとする。

(改正規定)

第12条 当該基準を改定する場合、評議員会の決議を経なければならない。

附 則 1 この基準は、平成29年6月24日から適用する。

1 この基準は、令和元年6月24日から適用する。

別表 1 (日額)

| 名称 | 報酬 |
|------------------|--------|
| 理事会出席報酬等 | 8,000円 |
| 評議員会出席報酬等 | 8,000円 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬等 | 8,000円 |
| 苦情解決第三者委員 | 8,000円 |

別表 2 (日額)

| 名称 | 報酬 |
|--------------|--------|
| 理事長業務報酬等 | 8,000円 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 8,000円 |
| 監事監査指導報酬等 | 8,000円 |
| 顧問及び相談役業務報酬等 | 8,000円 |
| 苦情解決第三者委員 | 8,000円 |

別表 2の2 (月額)

| 名称 | 報酬 |
|-----------|--------------|
| 理事長報酬等 | 1,000,000円以内 |
| 業務執行理事報酬等 | 500,000円以内 |

別表 3 (日額)

| 旅費 | 宿泊費 | 報酬 | その他 |
|----|---------|--------|-----|
| 実費 | 15,000円 | 8,000円 | 実費 |